

## 中核的労働要求事項に対する方針声明書

フタバ紙器株式会社

代表取締役 近安健一

- ・当社では中核的労働要求事項の適用にあたり、国内法令によって定められている権利及び義務を十分に考慮した上で以下の事項を実施いたします。
- ・児童労働の禁止 国内法令、条例および規制によって定められている雇用最低年齢に満たない児童を雇用しません。
- ・強制労働の禁止 あらゆる形態での強制労働を行いません。
- ・職業と雇用における差別の禁止 基本的人権を尊重し、雇用及び職業において差別は行いません。
- ・結社の自由と団体交渉権の尊重 労働者が自らの意思で労働者団体を設立、団体に加入、あるいはこれを補助する合法的な活動に従事する権利を尊重します。